

平成30年度 第8回庁議要旨

日時：平成30年7月17日（火）

午前9時～午前9時30分

会場：庁議室

[審議事項]

1 宮城県石巻合同庁舎移転跡地の取得について（復興政策部）

宮城県石巻合同庁舎は、平成30年3月に東中里地区から新蛇田南第2地区へ移転しており、移転後の跡地について、公共施設用地としての利活用について庁内検討を進めてきた。

宮城県石巻合同庁舎移転跡地は、JR石巻駅に近い中里地区で一定の面積を有した利用価値の高い土地であることから、私立こども園誘致のほか、本市の老朽化した公共施設の移転先及び地域の環境整備に活用するため、取得に向けて宮城県と協議を行うもの。

(1) 主な内容

取得予定地の概要

- ・所在地 石巻市東中里一丁目98
- ・地籍 12, 344.71㎡
- ・地目 宅地

(2) 今後の予定

平成30年7月～ 宮城県と用地取得に向けた協議
(参考)

平成30年度 旧庁舎の解体（宮城県）

平成31年度 用地測量（宮城県）

平成32年度 用地取得（石巻市）

2 学校施設整備基金の設置について（教育委員会）

平成29年度第5回庁議において、平成27年3月に閉校した旧飯野川第二小学校跡地（土地・建物）を新たな企業の立地による産業の振興と雇用の創出に寄与するものとして、企業誘致のために活用する方針が確認されている。

本来、学校施設整備のために国庫補助を受けて建設し、財産処分年限を経過しない施設の有償譲渡・貸付等を行う場合は、補助金相当額を国へ納付する必要があるが、建設後10年以上が経過し、かつ補助金相当額以上の額を学校施設整備へ充てるための基金として積み立てることにより国への納付義務が免除されることとされている。

閉校後に遊休財産となっていた旧飯野川第二小学校跡地の企業誘致のための活用を契機とし、学校施設整備に要する財源を確保するため基金を設置するもの。

(1) 主な内容

学校施設整備基金

① 目的

学校施設の計画的な整備に必要な資金を積み立てるため。

② 積立

基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

なお、当初の積立額は、今回の旧飯野川第二小学校校舎の財産処分において文部科学省より提示された必要積立額を勘案し、関係課と協議の上決定する。

③ 運用益金の整理

運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し基金に編入する。

④ 基金の処分

基金は、学校施設整備の財源に充てる場合に限り処分することができる。

⑤ 繰替運用

財政上必要がある場合は、繰替運用を可能とする。

(2) 今後の予定

平成30年9月 市議会第3回定例会に条例案及び補正予算案を提案
(平成30年10月施行予定)

[報告事項]

1 石巻市職員定員適正化計画検討委員会の設置について（総務部）

平成19年3月に策定した石巻市職員定員適正化計画により職員の削減に取り組んできたが、東日本大震災により状況は一変し、同計画に基づく職員の削減を継続することは困難となり、現在は復旧・復興事業を円滑に進めるためのマンパワーの確保を優先とし、退職者補充の拡充、地方自治法に基づく他団体からの職員派遣及び任期付職員の採用等により職員確保に努めてきた。

今後、復興期間終了後の市政運営における適正な組織、適正定員の検討を行い、将来的な人件費負担の増大とならないよう平成30年度中に新たな定員適正化計画を策定することとし、同計画の策定及び見直しを行う庁内検討委員会を設置するもの。

(1) 主な内容

① 設置

職員の適正な定員管理を推進するため、石巻市職員定員適正化計画検討委員会を設置する。

② 所掌事務

(ア) 職員定員適正化計画の策定に関すること。

(イ) 職員定員適正化計画の見直しに関すること。

(ウ) 職員の適正な定員管理を推進するために必要な事項に関すること。

③ 構成

(ア) 委員長 第1順位の副市長

(イ) 副委員長 第2順位の副市長

(ウ) 委員 復興政策部長、総務部長、財務部長、教育委員会事務局長、総務部次長
人事課長

(2) 今後の予定

平成30年12月 検討委員会（案）とりまとめ

平成31年 1月 庁議付議

3月 石巻市職員定員適正化計画策定

2 石巻市基準該当サービスに係る第1号被保険者の利用者負担割合の見直しについて（健康部）

介護保険法に基づく介護保険サービスを提供する事業者は、原則として県の指定を受ける必要があるが、指定要件（人員、設備、運営基準等）の一部を満たしていない場合であっても、市町村の判断で、それらのサービスを保険給付の対象とすることができることとされている。

この基準該当サービスの利用者負担割合は、他の介護保険サービスと同じく1割又は一定の所得がある者は2割としていたが、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、本年8月1日から年金収入等340万円以上の第1号被保険者の負担割合が3割に見直しされた。

(1) 主な内容

基準該当居宅サービス、基準該当介護予防サービスについて、年金収入等340万円以上の利用者負担割合を、その費用の3割とする。

【第1号被保険者の利用者負担割合】

	改正	現行
年金収入等 340万円以上	3割	2割
年金収入等 280万円以上	2割	
年金収入等 280万円未満	1割	1割

(2) 今後の予定

平成30年7月 石巻市基準該当サービス事業者の登録に関する規則の一部改正
(平成30年8月1日施行予定)

3 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画について（産業部）

「生産性向上特別措置法」が平成30年6月6日に施行され、固定資産税の課税の特例等の支援措置を活用しようとする中小企業者は、「先端設備等導入計画」を作成し、市町村から認定を得なければならないこととされた。

認定に当たり、国が策定した「導入促進指針」及び国から同意を得た市町村の策定する「導入促進基本計画」のいずれにも合致していることを確認する必要があることから、中小企業者の生産性向上の取組を支援するため、「導入促進基本計画」を策定し、国との協議を行った。

少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、中小企業者の所有している設備を生産性の高い設備に更新を促すもの。

(1) 主な内容

① 先端設備等の導入の促進の目標

(ア) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

東日本大震災によって労働力の減少は顕著であり、高齢化も進んでいる。

世代交代や若者の移住・定住、担い手の育成支援事業などの取組のほか、復興特区制度を活用した新たな取組も見られるものの、抜本的な解決には至っていない。

本市の事業者のほとんどは中小企業者であり、人材不足の傾向には歯止めがかかっておらず、雇用のミスマッチも深刻化している。

(イ) 目標

産業振興を通じて持続的に経済成長していくことのできる自治体を目指す。

計画期間中に40件程度の先端設備等導入計画の認定を目指す。

(ウ) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率3%以上向上すること。

② 先端設備等の種類

多様な産業の設備投資を支援する観点から、生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

③ 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(ア) 対象地域

全地域とする。

(イ) 対象業種・事業

全ての業種を対象とする。

労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

④ 計画期間

(ア) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年（平成30年6月15日から平成33年6月14日まで）

(2) 今後の予定

認定申請は随時受付（申請期限：平成33年6月14日まで）

[その他]

特になし

以 上